

平成20年度 国立大学法人鳴門教育大学年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学部・学科，研究科の専攻等の名称及び学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数は別表のとおり)

1) 学校教育の課題に応えるために教育実践を中核とする教員養成カリキュラムを構築するため，次の措置を講ずる。

平成17年度に導入したコア・カリキュラムについて，教育効果を検証するための諸準備を行う。

平成17年度に導入した新カリキュラムによる教育実習について，教職意識の高揚も含めた教育効果を検証するための諸準備を行う。

実践的・体験的授業や合宿研修等による教育効果について，検証するための諸準備を行う。

2) 教育実践学を中核とした学部・修士による6年間を見通した教員養成を目指すとともに，学校教育や教科教育の課題を解明できる実践的能力を育成するため，学士課程及び大学院課程において，次の措置を講ずる。

学士課程

学部にGPA制度を平成20年度入学生から導入する。

教員就職支援のガイダンス等を実施し，学校教育や教科教育の課題を解明できる実践的能力のある教員養成を目指すことにより，教員就職率60%を恒常的に維持できるよう努める。

「初等中等教育実践基礎演習」の授業担当に実務家教員をあて実践的キャリア教育の充実を図る。

大学院課程

平成19年度に改訂した新カリキュラムを平成20年度入学生から適用する。

平成19年度に適正化を図った新カリキュラムを平成20年度入学生から適用する。

平成19年度に再構築した新カリキュラムを平成20年度入学生から適用する。

組織的，体系的に整備された教員就職支援のガイダンス等を適切に実施するとともに，必要に応じて見直しを図る。

大学院長期履修学生の修学支援を行うため，教職キャリア開発支援オフィスを設置する。

3) 大学院において，専門職大学院の設置を目指すため，次の措置を講ずる。

専門職大学院（高度学校教育実践専攻）を設置・運営する。

4) 教育の成果等を評価する体制を確立するため，次の措置を講ずる。

平成19年度に改正した「自己点検・評価実施要領」に基づき，教員の自己点検・評価及び業績評価を実施し，当該評価結果を活用した「優秀教員表彰制度」を運

用する。

平成19年度に開催した教育評価部会からの評価結果による改善策を検討する。

専門職大学院を含めた自己点検・評価制度を検討する。

平成19年度にまとめた「教育評価結果報告書」に基づき、改善策を検討する。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育の成果に関する目標に則したアドミッション・ポリシーを明確にし、教職に就く意欲と能力の高い学生及び現職教員、留学生、社会人の受入を促進するため、学士課程及び大学院課程において、次の措置を講ずる。

学士課程

新たな選抜方法により実施した入試結果を分析し、選抜方法の改善による効果を引き続き検証する。

平成20年度入試の実施結果を分析し、選抜方法についてさらに検討する。

大学院課程

大学院広報活動を検証し、新たな広報戦略を検討し、定員充足を図る。

国際教育協力コースにおける平成20年度入学者選抜試験について検証し、選抜方法を検討する。

連合大学院博士課程への進学指導を積極的に推進する。

社会人及び留学生の受け入れ促進を図るため、選抜方法を検討する。

- 2) 時代の新しい要求に即した教育課程、教育方法、成績評価等を再構築し、教育内容の充実を図るため、学士課程及び大学院課程において、次の措置を講ずる。

学士課程

学校危機管理（学校における安全管理等）のカリキュラムを実施する。

大学と附属学校間でTV会議システムやビデオ装置システムを活用した履修を推進するとともに、ニーズにあったシステムの見直しを図り、実施する。

教育効果を高めるため、教育実践コア科目に取り入れたTTによる模擬授業を推進し、内容を充実させる。

教職課程の質的水準の向上を図るため「教育実践演習（仮称）」の開設について検討する。

平成16年度以降、全教員により実施しているオフィスアワーの実施体制について、検証するための諸準備を行う。

学部学生の教育現場理解を促進させるため、現職派遣大学院生による学部授業の補佐制度について、一層の充実を図る。

授業内容が十分理解できるよう、留学生に配慮した授業を推進する。

他大学との単位互換制度を充実させるため、他大学との協定締結について検討する。

高度情報研究教育センターや各棟の端末室に設置しているパソコン設備を活用し、社会に即応したIT活用スキルの修得を促す。

「鳴門教育大学卒業研究に関する申合せ」に基づき、卒業研究発表を実施する。

平成17年度に導入した新カリキュラムによる教育実習について、教育効果を検証するための諸準備を行う。

大学院課程

平成19年度に再構築した新カリキュラムを平成20年度入学生から適用する。
学校危機管理等に係るカリキュラムを充実させるための検討を開始する。

「教職キャリア開発支援オフィス」を設置し、修学指導や生活指導等の各種支援を実施する。

修士学生の授業評価を電子シラバスに掲載し、教授方法及び授業内容の改善に供する。

現職派遣大学院生及び学部卒院生の現状を認識し、研究指導の徹底を図ることにより、連合大学院博士課程進学を考慮した修士研究指導を推進する。

14条特例による修士学生のニーズにあった講義を開設する。

附属学校園と共同で、学部卒の修士学生を附属学校での授業補助に参加させ、学校現場での授業体験の機会を提供する。

授業内容理解促進に配慮した授業を行うとともに、成果を確認するためのアンケートを実施する。

情報環境を駆使したマルチメディア利用の授業により、科目等履修生等を対象とした遠隔教育による授業を実施する。

14条特例による修士学生について、インターネット等を活用した遠隔教育を実施する。

学校現場及び地域社会に貢献する臨床心理士を養成するためのカリキュラムの充実について、平成19年度に導入した新カリキュラムを引き続き実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1) 時代の新しい要求に即した教育研究組織に再編するとともに、授業内容の特性に応じた教育環境を整備するため、次の措置を講ずる。

平成19年度の検討結果に基づき、大学院組織を改組し、教育研究組織を再編する。

また、次期中期目標期間を見据え、大学全体の組織との関連を考慮し、センター部の組織構成及び業務内容について検討する。

平成19年度の検討結果に基づき、教員組織及び大学院教育組織を再編する。

附属学校園の教員に授業を担当させる。

- 2) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し、教員の質の向上を図るため、次の措置を講ずる。

平成17年度に確立した自己点検・評価制度に、専門職大学院を含めた自己点検・評価制度を検討する。

平成19年度に実施した授業評価アンケート調査の評価結果を活かした、授業改善に努める。

- 3) 教材開発，学習指導法の改善を通して，教育内容の質の向上を図るため，次の措置を講ずる。

法人化後のFDによる改善点等の検証を行う。

授業改善プロジェクト研究を一層推進する。

- 4) 附属図書館の教育支援体制を充実するため，次の措置を講ずる。

学部・大学院の学生を対象とする蔵書・文献・情報検索等の図書館利用ガイダンスを実施する。

教育への支援策として，図書館職員による学部・大学院の授業での情報検索等に係る教育支援を行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1) 学習支援及び生活支援体制を整備・充実するため，次の措置を講ずる。

引き続き，広報に努めるとともに，他の相談室との連携をとり，相談体制の充実を図る。

各相談窓口の連携を図ることにより，より効率的な相談体制について検討を行う。また，研修等により職員のスキルアップを行う。

大学院修学休業制度を利用して在学する者を対象とする授業料特別免除制度を，平成20年度在学生より適用する。

- 2) 学生に対するキャリア形成の支援の充実を図り，就職指導體制を強化するため，次の措置を講ずる。

平成17年度に導入した新カリキュラムによる「教員インターンシップ」について，教育効果を検証するための諸準備を行う。

- 3) 学生の大学における生活環境を整備するため，次の措置を講ずる。

安全で快適な生活環境となるように，学生宿舎については引き続き改善を行うとともに，学生厚生施設を改善する。

利用率向上へ向けて，さらなる周知の徹底と利用者を獲得するため，サービス向上に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1) 学校教育，教科教育等に関する基礎的・専門的な先導的研究を推進するため，次の措置を講ずる。

学校教育，教科教育等に関する基礎的研究・専門的研究及び教育実践学に関する国際的水準を維持するための学術的研究を行う。

各研究分野を横断したプロジェクト研究を重点的に行う。

附属学校園等における教育実践研究授業体制に基づく研究授業を，引き続き実施する。

平成19年度に実施した教育支援講師・アドバイザー等派遣事業に関するアンケート調査の分析結果に基づき，学校現場のニーズを踏まえた，幼・小・中・高 - 大

学間連携による教育研究支援体制を確立する。

小学校英語教育センターについて、次期中期目標期間を見据え、大学全体のセンター組織の在り方を考慮し、同センターの組織、業務内容を検討する。

学校教育支援組織を確立し、幼・小・中学校のカリキュラム開発及び教材開発の教育支援を行う。

連合大学院に寄与するために、学校教育実践学に関する研究を推進するとともに、研究者としての資質能力の向上を図る。

- 2) 研究の成果を教育関係機関及び教育関係者に広く還元し、学校教育の改善・充実に寄与するため、次の措置を講ずる。

卒業生・修了生・現職派遣大学院生・徳島県教育委員会・徳島県立総合教育センター・大学教員等が連携した研究発表会として、教育・文化フォーラムを開催する。

また、修士論文発表会については、発表方法等の充実に図り、実施する。

TV会議システムを利用した教育現場と大学との共同研究発表会の開催に向け、諸準備を行う。

学内の教育実践研究に関する研究成果報告書を教育関係機関に公表する。

社会のニーズにあった学校管理・マネジメント能力育成プログラム及び教職員研修評価基準等について、試行する。

- 3) 研究水準及び研究成果等を評価する体制を確立するため、次の措置を講ずる。

平成19年度に改正した「自己点検・評価実施要領」に基づき、教員の自己点検・評価及び業績評価を実施し、当該評価結果を活用した「優秀教員表彰制度」を運用する。

平成19年度に検討した研究評価制度に基づき、研究評価を実施し、その評価結果を「研究評価結果報告書」としてウェブページにより公表するとともに、研究評価部会からの評価結果による改善策を検討する。

専門職大学院を含めた自己点検・評価制度を検討する。

平成19年度に検討した研究評価制度に基づき、研究評価を実施し、その評価結果を「研究評価結果報告書」としてウェブページにより公表するとともに、研究評価部会からの評価結果による改善策を検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 時代の新しい要求に即した研究者組織を再編するとともに、研究環境を整備するため、次の措置を講ずる。

平成19年度の検討結果に基づき、大学院組織を改組し、教育研究組織を再編する。

「研究環境の充実のための方策について」に基づき、改善策を検討・実施する。

- 2) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し、研究の質の向上を図るため、次の措置を講ずる。

教育研究等の業績評価を反映した研究費の傾斜配分を見直し、改善・実施を図る。

- 3) 知的財産を保護する支援体制を確立するため、次の措置を講ずる。
知的財産を創出、管理及び活用する体制を推進するため、大学間連携を推進する。
- 4) 附属図書館の研究支援体制の充実を図るため、次の措置を講ずる。
平成19年度に実施した紀要・学位論文内容の要旨等学内出版物の現状調査に基づき、収集及びデータベース化を行う。
国語科教育及び教育実践記録資料の知的財産である野地潤家文庫・大村はま文庫を教育実践学研究の中心的役割を果たすものと位置付け、これらを核として幅広く教育実践資料を収集し活用する。特に、大村はま文庫の教育実践資料のうち「学習記録」の保存と利用サービスのために、「学習記録」の複製を作成する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域社会との連携・協力及び教育面における社会サービスを推進するための基本方針を策定し実施するため、次の措置を講ずる。
指導者養成講座、免許認定講習、10年経験者研修等を計画的に実施するとともに、免許更新講習の試行を行う。
平成18年度で達成した登録派遣教員数の割合(75%)を継続させ、学校現場等からの意見をもとに、内容の充実、地域社会と登録派遣教員との連携等の向上を目指す。
教育研究資源の社会への還元をねらいとして公開講座を積極的に開講することとし、20テーマ以上を開講する。また、大学以外の場所での開講についても推進する。
- 2) 産業界との共同研究を推進するため、次の措置を講ずる。
共同研究を積極的に行う体制及び利益相反に関する指針を確立し、推進する。
- 3) 地域と連携し、教育諸課題に対する共同研究体制及び共同研究支援体制を確立するため、次の措置を講ずる。
公立学校等が抱えている現代の教育諸課題についての教育実践研究を支援する。
相談サービス向上のため、心理臨床技能の質的向上を図る。
教育・文化フォーラムを中心に、地域が抱えている課題について、地域と大学が協力して研究を行う体制の充実を図る。
- 4) 国際的な学术交流及び学生交流を推進するため、次の措置を講ずる。
教員教育国際協力センター事業の充実・発展を図るため、既存の3分野を4分野に改組する。また、開発途上国でボランティアとして活躍するシニア人材の養成、学生や地域住民を対象とした、国際教育協力の視野拡大の機会を提供する国際教育オープンフォーラム等の開催及び国際感覚を備えた教員を養成する「国際教育カリキュラム」の開発着手等、国際教育協力事業を推進するとともに、同事業について外部者を含めた評価を実施する。
国際学術雑誌への積極的な発表を啓蒙するとともに、研究成果の発表、整理・公開の充実を図る。

インターネットを通して、問題解決能力とコミュニケーションスキルの向上に役立つ情報の発信を行う。

国際学術交流協定等に基づき、学生の相互交流を推進する。

国際学術交流協定校との学術交流事業の一環として、セミナー又はシンポジウムを相互開催する。

北京師範大学において、第3回中日教師教育学術研究集会を開催する。

教員教育国際協力センターについて、次期中期目標期間を見据え、大学全体のセンター組織の在り方を考慮し、同センターの組織、業務内容を検討する。

平成21年度までに、留学生受入数を約70名まで増加させるため、必要な措置を計画的に実施する。

短期修了が可能な国際教育協力コース（外国人教員研修分野）において、学生の受入を行う。

「国際交流事業を援助する会」の充実や学外募金活動を実施するとともに、奨学金支給を行い、更なる支援等を検討する。

5) 地域社会への附属図書館サービスの拡充を図るため、次の措置を講ずる。

地域住民に対する図書館サービスについての広報を行い、図書館が行う各種事業への積極的な受入を図る。

徳島県内公私立学校園の学校図書館との連携・協力を図るとともに、徳島県内の学校教員に対して、図書館サービスについての広報活動を推進する。

児童図書室において行われるさまざまな読書推進活動等を推進する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1) 大学と連携しながら実地教育カリキュラムを改善し、時代の要請に応える優れた教員の養成を図るため、次の措置を講ずる。

大学と附属学校が連携して実施している実地教育カリキュラムについて、検証するための諸準備を行う。

2) 附属学校間並びに大学との間で、教育研究のための共同及び相互支援体制を確立するため、次の措置を講ずる。

附属学校間の連携教育を図るため、引き続き、幼稚園、小学校、中学校の12年間を見通した教育カリキュラムを開発し、附属学校の一貫教育を実施する。

小学校高学年と中学校1年生の特定の教科学習について、同一教員が担当する制度を実施する。

附属学校と大学との教育研究体制及び合同により教育研究を行う場合の手順等に不具合が生じた場合は、順次見直し・改善を図る。

幼稚園では、幼保一元化を視野に入れた幼児教育施設の在り方について、引き続き検討するとともに、保育者養成に関する研究を推進する。

小学校及び中学校では、引き続き、大学教員との教育研究の推進及びそれぞれの教員が担当する学部の授業や大学院の授業の内容・方法など、授業支援の在り方について検討し、実施する。

小学校・中学校でチームティーチング制度を積極的に活用する。

特別支援学校では、障害特性に応じ、一人ひとりの個別の指導計画を作成、修正し、よりきめの細かい指導の充実を図る。

小学校では、特色ある授業として、大学教員の専門性を生かした授業を実施する。

中学校では、大学教員の専門性を生かした授業を、引き続き必修教科・選択教科として実施する。

平成16年度に確立した附属学校教員による学部の授業担当制度を、引き続き実施する。

新任大学教員の研修の一環として附属学校において実施している研修を、引き続き実施する。

- 3) 管理運営・教育制度等を見直し、時代・社会のニーズに則した学校運営を目指すため、次の措置を講ずる。

新たな管理運営体制のもとに、附属学校部の運営を行う。

学校評議員制度を充実させ、自己評価及び保護者や学校関係者による学校評価を積極的に行い、社会に公表し、説明責任を果たすとともに、評価結果を活かした学校運営に努める。

入学者選考改善委員会等において、引き続き前年度までの入学者選考の方法等について見直し、改善を図る。

小学校及び中学校に、主幹教諭を新たに配置する。

附属学校にスクールカウンセラー（大学教員）を配置し、児童・生徒・保護者のカウンセリングを実施する。

小学校・中学校のALT（英語指導教員（助手））等の指導時間増のための方策を検討し、実施する。

幼稚園では、平成19年度の経営検討委員会での分析結果等を踏まえ、外部資金の導入等に努める。

- 4) 教育機関と積極的に連携し、教員の資質の向上を図るため、次の措置を講ずる。

教育の今日的な重要課題について、公立学校園の教員と連携を図りながら、実践研究を積極的に行う。

幼稚園では、現職教員や保育士、地域の保護者を対象にした、合同研究会や公開講座等を実施する。

小学校では、各種メディアを積極的に活用し、公立学校の教員と連携して実践研究を行う。また、小学校の研究内容を定期的に広報紙・ウェブページ等で積極的に発信する。

中学校では、徳島県中学校教育研究会と連携し、実践研究を行うとともに、その内容を積極的にウェブページで公開する。

特別支援学校では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援について、個別の教育支援計画の作成とその実践を集積する。また、各障害種について、研修や支援の方法についての特別支援教育のセンター的機能を果たす。

附属学校教員に対し，10年経験者研修，初任者研修，英語担当教員国内研修などの各種研修を積極的に実施（派遣）し，資質の向上を図る。

- 5) 安全管理体制を整備し，幼児，児童及び生徒の安全を確保するため，次の措置を講ずる。

安全指導教育を計画的に実施するとともに，施設・設備面においても計画的に安全対策を講じる。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長を中心とするダイナミックで機動的な運営体制を確立するため，次の措置を講ずる。

引き続き教授会及び研究科委員会の審議内容の充実を図る。

- 2) 役員及び経営協議会の構成員に学外者を積極的に登用し社会に開かれた運営システムを確立するため，次の措置を講ずる。

経営協議会の学外委員の意見を積極的に取り入れ，大学の運営に反映する。

現学長の任期が満了する平成21年度の学長選考に向け，選考制度の点検を行うとともに，諸準備を行う。

- 3) 教員，事務職員の一体化を目指した積極的業務連携を推進するため，次の措置を講ずる。

次期中期目標期間を見据え，大学全体の組織との関連を考慮し，センター部の組織構成及び業務内容について検討する。

事務局廃止に向け，より機動的な業務運営を図るため，総務部長・教務部長職の在り方について検討する。

- 4) 運営体制の効率化を図るため，次の措置を講ずる。

平成20年度に確立した附属学校の管理運営体制を推進し，必要に応じ見直しを行い，大学組織との効率的な連携を図る。

- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 教育研究の進展や社会的要請に応じて，適切な評価に基づき，教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進めるため，次の措置を講ずる。

平成19年度の検討結果に基づき，新たな教員組織へ改編する。

次期中期目標期間を見据え，大学全体の組織との関連を考慮し，センター部の組織構成及び業務内容について検討する。

- 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1) 教員の流動性・多様性を高めるための人事を推進するため，次の措置を講ずる。

実務家教員の採用に係る選考方針を策定する。

「鳴門教育大学における女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の推進状況及び外国人教員の増員を図るための英文

公募による応募状況を検証する。

- 2) 教育研究の活性化を図るため、業績評価の評価基準や方法及びこれを反映するための給与システムを確立するため、次の措置を講ずる。

教育研究の活性化を図るため、平成18年度から実施した業績評価を反映した給与システムについて検証する。

- 3) 教職員の定数管理と事務系職員の採用・人事制度を確立するため、次の措置を講ずる。

大学院組織の改組に伴う教員組織改組及び総人件費改革の実施計画を踏まえた職員の定数管理を行う。

中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験制度を見据え、職員選考採用制度(民間人の登用等)について検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 事務組織・職員配置を再編し、業務の効率化、合理化を図るため、次の措置を講ずる。

事務局廃止に向け、より機動的な業務運営を図るため、総務部長・教務部長職の在り方について検討する。

IT機器の活用を含め、業務の効率化・合理化・一元化を図る。

- 2) 外部委託等を積極的に活用するため、次の措置を講ずる。

平成16年度に策定した業務外部委託計画に基づき、外部委託を行う。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 科学研究費補助金など外部研究資金その他の自己収入の増加を図るため、次の措置を講ずる。

科学研究費補助金の採択件数を全学的プロジェクトを含め、平成21年度までに約40件に増加させるため、必要な措置を計画的に実施する。

引き続き、講師派遣事業収入等の研究費組み入れを実施する。

外部研究資金及びその他の自己収入を、平成21年度までに平成15年度の約1.5倍に引き上げるため、必要な措置を計画的に実施する。

- 2) 地域社会や産業界との連携・交流の強化を図るため、次の措置を講ずる。

本学ウェブページに各種の研究に関する事項を掲載するほか、国立情報学研究所の電子図書館サービスを利用した研究紀要の公開などデータベースを活用した積極的な情報発信に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うため、次の措置を講ずる。

人件費について概ね1%の削減を行う。

- 2) 事務の合理化・電子化等により，事務組織の見直しを行い管理経費の抑制を図るため，次の措置を講ずる。

事務の合理化・電子化等により，管理経費を対前年度比1%の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 施設設備及び物品の効果的・効率的運用を図るため，次の措置を講ずる。

職員宿舎及び学生宿舎の入居率の向上をねらいとして，必要な措置を計画的に実施する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 自己点検・評価体制等の充実を図るとともに，教員に対する多様な評価システムを導入し，その評価結果を大学運営の改善・充実に十分反映させるため，次の措置を講ずる。

自己点検・評価体制の充実を図るため，事務組織の改編について検討し，「企画・評価・広報」を専門的に業務とする企画課を新設する。

平成17年度に確立した教員の教育研究業績に対する評価システムについて，検証する。

教育・研究評価部会からの評価結果による改善策を検討する。

平成19年度の大学機関別認証評価の結果に基づき，改善・充実策を検討する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育研究活動等の状況について，積極的に情報を社会に提供するために広報体制の充実・強化を図るため，次の措置を講ずる。

大学の知的情報等を一元管理するため総務・研究協力チームを，情報提供のため企画・評価・広報チームを，それぞれ設置し，業務の充実を図る。

- 2) 広報活動の基本となるプランを策定し，プランに基づき効果的・効率的な広報活動を推進するため，次の措置を講ずる。

次期中期目標期間中の広報活動の基本となるプランを策定する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1) 活発な教育研究活動を展開し，優れた指導能力を備えた教員を養成し，また，現職教員に高度な研究，研鑽の機会を確保し開かれた大学として様々な教育研究等の目標及び計画を実現するため，次の措置を講ずる。

既存施設の点検・評価に基づく施設設備・利用状況を点検し，全学的かつ計画的で効率的なスペースを確保する。

老朽化した附属学校園の機能改善計画に基づき，耐震性の向上，老朽改善等，総合的な教育環境の整備を図る。

大学の教育研究活動を健全に活用できるよう，施設設備を良好な状態に保つ。

キャンパスバリアフリー計画に基づき，引き続き計画的な整備を行う。また，キャンパスサイン計画（老朽化した標識の更新等）に基づき，引き続き改善を行う。

施設マネジメントの観点から，過去の改修歴等の維持管理の状況の検証及び経営的視点に基づく計画的維持管理実施計画の見直しを行い，整備する。

引き続き地元自治体等に対する働きかけを続けると共に，目的積立金等国費以外の資金による整備等を検討するほか，土地・建物・設備等資産の外部使用による有効活用の促進を図る。

本年度中に整備する施設・整備は，その他1「施設・整備に関する計画」のとおりである。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 防災及び安全衛生管理体制を確立し，教職員並びに学生の安全を確保し，安全衛生意識の高揚を図るため，次の措置を講ずる。

安全衛生への意識の高揚を図るため，教育広報活動を計画的に実施する。

職員及び学生からの環境安全衛生に関する意見を聴取するとともに，施設パトロール等を実施し，施設・設備を整備する。

予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
10億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により，緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画
なし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は，

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・校舎外改修	総額 24	国立大学財務・経営センター施設整備費交付金

注) 金額は見込みであり，上記のほか，業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や，老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教職員の適正な配置，養成，評価及び計画的な人事交流の実施

「鳴門教育大学における女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の推進状況，及び外国人教員の増員を図るための英文公募による応募状況を検証する。

平成18年度から実施した業績評価を反映した給与システムについて検証する。

大学院組織の改組に伴う教員組織改組及び総人件費改革の実施計画を踏まえた職員の定数管理を行う。

中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験制度を見据え 職員選考採用制度(民間人の登用等)について検討する。

20年度の常勤職員数 343人

20年度の人件費総額見込み 3,219百万円

3 中期目標期間を超える債務負担

なし

4 災害復旧に関する計画

なし

別表

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	400人（学校教育教員養成課程）
学校教育研究科	550人（修士課程） 学校教育専攻 145人 人間教育専攻 90人 特別支援教育専攻 40人 教科・領域教育専攻 275人 50人（専門職学位課程） 高度学校教育実践専攻 50人
附属幼稚園	160人 学級数5
附属小学校	720人 学級数18
附属中学校	480人 学級数12
附属特別支援学校	60人 学級数9

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,488
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	62
国立大学財務・経営センター施設費交付金	24
自己収入	704
授業料及入学金検定料収入	637
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	67
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	145
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	162
計	4,585
支出	
業務費	3,248
教育研究経費	3,248
診療経費	0
一般管理費	1,106
施設整備費	24
船舶建造費	0
補助金等	62
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	145
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	4,585

[人件費の見積り]

期間中総額3,219百万円を支出する。(退職手当は除く)
 (うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2,796百万円)

「運営費交付金」のうち、平成20年度当初予算額3,381百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込み額107百万円

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,431
經常費用	4,431
業務費	4,133
教育研究経費	632
診療経費	0
受託研究費等	133
役員人件費	61
教員人件費	2,450
職員人件費	857
一般管理費	171
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	126
臨時損失	0
収入の部	4,431
經常収益	4,431
運営費交付金	3,402
授業料収益	533
入学金収益	107
検定料収益	26
附属病院収益	0
受託研究等収益	133
補助金等収益	62
寄附金収益	9
財務収益	2
雑益	65
資産見返運営費交付金等戻入	68
資産見返補助金等戻入	1
資産見返寄附金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	19
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	6,779
業務活動による支出	4,275
投資活動による支出	1,174
財務活動による支出	36
翌年度への繰越金	1,294
資金収入	6,779
業務活動による収入	4,290
運営費交付金による収入	3,381
授業料及入学金検定料による収入	637
附属病院収入	0
受託研究等収入	133
補助金等収入	62
寄附金収入	12
その他の収入	65
投資活動による収入	926
施設費による収入	24
その他の収入	902
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,563